

あいキッズ利用料改定の検討結果について

あいキッズ利用料は、新型のあいキッズ制度を開始した平成26年度に、運営経費における利用者の負担割合を当時の認可保育所の保育料の考え方と同様の10%として設定した。その後、認可保育所の保育料については、平成30年度に負担割合を11.5%とする改定を実施したが、この際に、あいキッズ利用料については、改定を行わず現在に至っている。

この間、あいキッズ利用料については、使用料・手数料と同様、特定の方が受ける行政サービスについて、その提供に要した費用を、サービスを受けた方が適正に負担する「受益者負担の原則」に基づき設定するものとの考え方から、使用料・手数料の改定時期に合わせて、改定の検討を行ってきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、区民生活は深刻な打撃を受けている状況にある。そこで、現状では、区民生活への影響を最小限に留めることが最優先であると考え、令和3年4月の改定は見送ることとした。改定は見送るが、今後のあいキッズ利用料に関する考え方と、算出した改定額の概要について報告する。

1 利用区分における現在の利用料

(1) 利用料の対象時間

平日午後5時から午後6時まで〔きらきらタイムA〕

平日午後5時から午後7時まで〔きらきらタイムB〕

土曜日午前8時から最長午後7時まで〔きらきらタイムS〕

(2) 利用料の構造

きらきらタイムA 月額2,700円（うち育成料1,200円、補食費1,500円）

きらきらタイムB 月額3,900円（うち育成料2,400円、補食費1,500円）

きらきらタイムS 日額700円（うち育成料615円、補食費85円）

2 改定の考え方

(1) 改定の対象範囲

- ・きらきらタイムA・Bの月額料金のうちの育成料
- ・きらきらタイムSの日額料金のうちの育成料

(2) 改定概要

平成30年度の運営経費（決算値）を基に、一人当たりの一時間単価から一月にかかる経費を算出し、保護者の負担割合を13%として、新たな月額利

用料を設定する。

この負担割合 13%は、あいキッズの利用料が児童の育成に係る経費であることから、区の認可保育施設の保育料の改定に使用する「運営経費に占める保育料の割合」の他区平均値（令和元年度調査）を準用する。

$$\boxed{\text{一人1時間当たり経費}} \times \boxed{\text{月間有料区分利用時間}} \times \boxed{13\%} = \boxed{\text{月額育成料}}$$

(3) 新たな利用料金

きらきらタイムA 月額 2,900 円（うち育成料 1,400 円、補食費 1,500 円）

改定率 107.4%

きらきらタイムB 月額 4,300 円（うち育成料 2,800 円、補食費 1,500 円）

改定率 110.3%

きらきらタイムS 日額 800 円（うち育成料 715 円、補食費 85 円）

改定率 114.3%

3 検討結果について

検討内容は上記のようになったが、使用料・手数料同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、区民生活が深刻な打撃を受けている状況に鑑み、令和3年4月の利用料の改定は見送ることとする。今後の改定時期については、日本経済の状況を見極めながら検討する。

なお、今後の改定の際には、土曜区分の月額制への変更の可否や複雑化した利用区分の見直しを併せて検討していく。